

## 議案第49号

### 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する 条例の一部改正について

愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年12月3日提出

愛西市長 八木 忠 男

#### 提案理由

この案を提出するのは、愛西市西保地区防災コミュニティセンターの新設に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 25 号

愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例

愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成  
17 年愛西市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 永和地区防災コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

西保地区防災コミュニティセンター	愛西市西保町北川原 23 番地 13
------------------	--------------------

別表第 2 中「永和地区防災コミュニティセンター」の次に「及び西保地区  
防災コミュニティセンター」を加え、

「（注） 市内に在住、在勤以外の者が使用する場合の使用料の額は、  
当該の定める額に 1.5 を乗じて得た額とする。ただし、10 円 を  
未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。」

「（注） 永和地区防災コミュニティセンター及び西保地区防災コミュ  
ニティセンター使用料の特例

（1） 入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合及び営利を目  
的とする場合の使用料の額は、当該の定める額に 2 を乗じて得  
た額とする。ただし、10 円未満の端数を生じたときは、切り に  
捨てるものとする。

（2） 市内に在住、在勤以外の者が使用する場合の使用料の額は、  
当該の定める額に 1.5 を乗じて得た額とする。ただし、10  
円未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。」

改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。